四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産

イ～ニ　（略）

ホ　繰延税金資産

ヘ　（略）

五　（略）

（負債の部の区分）

第百十一条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

（削る。）

ヌ～ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

ニ～ヘ　（略）

（繰延税金資産等の表示）

第百十九条　（削る。）

繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として外部出資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、第百十二条の適用を受ける組合の貸借対照表については、繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として資産の部又は負債の部に表示するものとする。

四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産

イ～ニ　（略）

ホ　次に掲げる繰延税金資産

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの

ヘ　（略）

五　（略）

（負債の部の区分）

第百十一条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　次に掲げる繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの

ル～ワ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げる繰延税金負債

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの

ニ～ヘ　（略）

（繰延税金資産等の表示）

第百十九条　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2　固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、第百十二条の適用を受ける組合の貸借対照表については、資産の部に属する繰延税金資産の金額及び当該資産の部に対応する負債の部に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示するものとする。